

令和7年度

福祉系高校修学資金

貸付制度

申込みのしおり(募集要項)

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

目次

福祉系高校修学資金貸付申請者募集要項……P1

Q&A……………P11

福祉系高校修学資金貸付

申請者募集要項

令和7年7月

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

福祉系高校修学資金貸付制度は、福祉系高校に在学し、卒業後は介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し、無利子で修学資金を貸付けることで、若者の介護分野への参入促進、茨城県内の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としています。

1 申請受付期間

令和7年7月28日(月)から 令和7年9月30日(火)まで

※ 在学している福祉系高校を通して申請書を提出してください。
申請には福祉系高校の長の推薦書が必要です。
校内の締切日は各学校で確認してください。

2 貸付対象者

・ 貸付の対象者は、茨城県内の福祉系高校に在学する方で①から③までのすべての要件を満たす方。

- ① 福祉系高校から推薦があった方
- ② 福祉系高校を卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行い、茨城県内の介護施設、事業所等において介護職員等の業務に従事する意思を持っている方
- ③ 成績優秀でかつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けを必要とする方

※ 対象となる福祉系高校は以下の2校です。
高萩清松高校福祉・生活科学系列(介護福祉士コース)
古河第二高校福祉科

3 貸付期間・貸付額

① 貸付期間：福祉系高校に在学する正規の修学期間

② 貸付額：1年度ごとに決定額の1年分を交付します

◇ 介護実習費 30,000 円以内(1年度当たり)

介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等

◇ 修学準備金 30,000 円以内(1年生に限る)

介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学をするにあたって必要な準備経費

◇ 国家試験受験対策費 40,000 円以内(1年度当たり)

福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する、介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費

◇ 就職準備金 200,000 円以内(3年生に限る)

福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費

《貸付上限額》 3年間で最大 440,000 円

	介護実習費	修学準備金	国家試験 受験対策費	就職準備金	計
1年生	30,000 円	30,000 円	40,000 円		100,000 円
2年生	30,000 円		40,000 円		70,000 円
3年生	30,000 円		40,000 円	200,000 円	270,000 円

4 連帯保証人

申請時に、個人の連帯保証人が1名必要です。

次の①及び②に該当する方を連帯保証人として申請してください。

① 成年で、市町村県民税が課税されている方

② 茨城県社会福祉協議会が実施する他の貸付の連帯保証人になっていない方

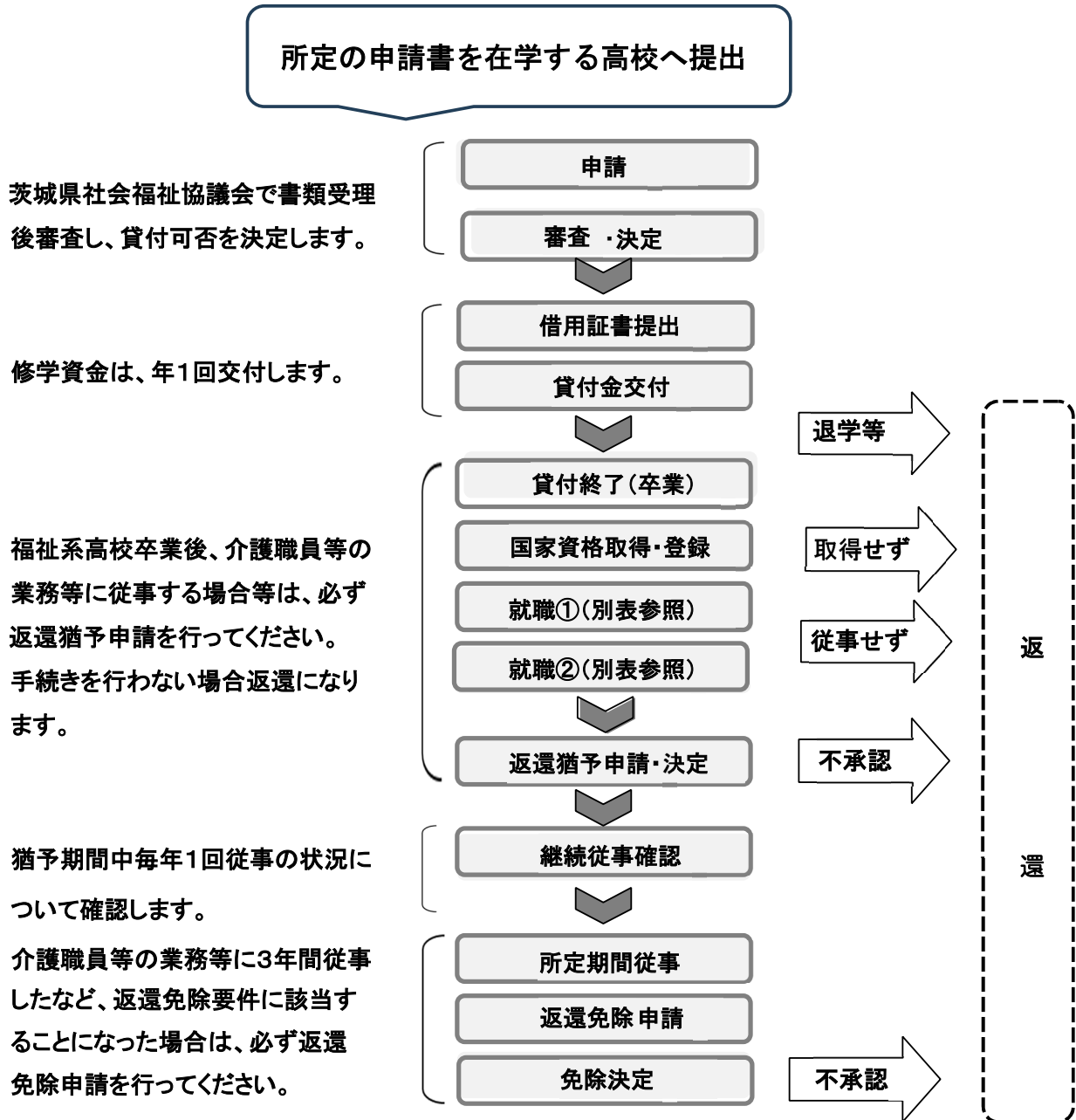
※ ただし、申請人が未成年(18歳未満)であるときは法定代理人(親権者等)を連帯保証人として申請してください(年齢は4月1日現在)。法定代理人が市町村県民税非課税の場合は、課税されている方を連帯保証人として追加していただきます。

※ 連帯保証人は、返還が生じた場合には借受人と連帯して債務を負うこととなりますのでご注意ください。

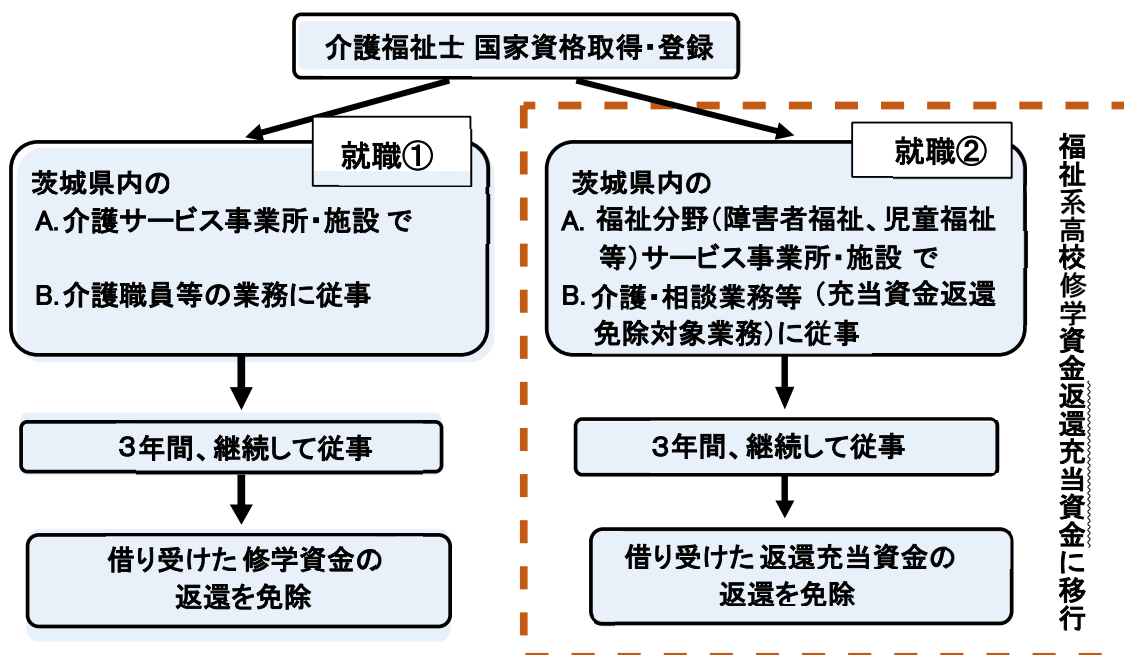
5 申請書類

【申請者及び連帯保証人が用意・記載する書類】	
1	<p>『<u>修学資金貸付申請書</u>』（申請者が自筆で全て記入）</p> <p>* 記載は「福祉系高校修学資金貸付申請書等」チェックリストでご確認ください</p>
2	<p>申請者の住民票謄本（世帯全員分。<u>連帯保証人が別世帯の時はその住民票抄本</u>）</p> <p>* 世帯主・続柄記載のあるもの。マイナンバー、本籍地記載不要。発行から3か月以内</p>
3	<p>市町村県民税課税証明書（連帯保証人を含め 18 歳以上の家族全員分・申請者は不要）</p> <p>* 用紙は「福祉系高校修学資金貸付申請書等」チェックリストでご確認ください</p>
4	<p>福祉系高校の長の推薦書（修学する福祉系高校において作成してください）</p> <p>* 第2号様式を利用してください</p>
5	<p>直近の学業成績表（学校所定の様式）</p>
6	<p>福祉系高校修学資金貸付事業における個人情報の取扱いについて</p> <p>* <u>申請者、連帯保証人が各々自筆で記入し、各々の認印押印</u>。記入日は募集期間内の日付で『<u>修学資金貸付申請書</u>』の申請日と同じ日にしてください</p>
7	<p>「福祉系高校修学資金貸付申請書等」チェックリスト</p> <p>* 福祉系高校・申請者各々が留意事項等で確認・チェックの上提出してください</p>

6 申込からの流れ



[別表]



7 貸付決定及び借用証書他提出

- ・ 申請書類を審査のうえ貸付の適否を決定し、結果を申請者に通知します。
- ・ 貸付決定後は、貸付契約の手続きが必要です。
- ・ 修学資金借用証書の提出をもって、貸付契約が成立します。

茨城県社会福祉協議会が用意するもの	申請者・連帯保証人が用意するもの
修学資金借用証書	修学資金振込口座確認書類(申請人名義)
修学資金振込口座申込書	印鑑登録証明書(連帯保証人 ^註)
	収入印紙(借用証書に貼付)
	実印(連帯保証人 ^註)

*** (注)**

申請者については4月1日現在で18歳以上の場合のみ、印鑑登録証明書・実印(印鑑登録証明書の届出印)が必要になります。

8 貸付金の交付

- ・ 貸付金は貸付契約後に申請者本人の金融機関口座に交付

9 貸付の休止及び解除

- ・ 次のいずれかに該当するときは貸付契約を休止又は解除します。

休 止	福祉系高校を休学、停学の処分を受けたとき
	貸付を辞退したとき
解 除	福祉系高校を退学したとき
	死亡したとき
	心身等の故障等のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
	学業成績又は素行が著しく不良となつたと認められるとき
	その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

10 貸付金の返還免除

- ・ 次のいずれかに該当するときは、貸付金の返還が免除されます。

1	福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、茨城県内の事業所等において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年間(在職期間が通算1,095日以上で、かつ、業務に従事した期間が540日以上)引き続きこれらの業務に従事したとき ^註
2	返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に従事することができなくなつたとき

*** (注)**

- ・ 法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できます。
- ・ 離職した場合は、月を空けずに再度就業してください。一年当たりの業務従事日数は180日以上必要です。
- ・ 在職期間には、休職期間(産前産後休暇・育児休業休暇、病気欠勤、離職期間等)は算入しません。
- ・ 業務従事期間には、有給休暇を含みます。

《返還免除対象業務》

居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法115条の45第1項第1号イに規定する第一訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一通所事業(同号ロに規定する第一通所事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等(法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。)の業務【P.15 参照】

※ 修学資金返還免除申請書(第12号様式)は、茨城県社会福祉協議会より借受人様へ郵送いたします。

11 貸付金の返還猶予

- ・ 次のいずれかに該当するときは、貸付金の返還を猶予することができます。

1	修学資金の契約解除後も引き続き貸付決定時の福祉系高校に在学しているとき
2	茨城県内において返還免除対象の業務に従事しているとき
3	災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があると認められるとき

- ・ 返還猶予に必要な書類

《卒業年度》	・卒業届(第14号様式)	《毎年度》	・修学資金返還猶予申請書
	・介護福祉士登録証(写)		・業務従事届
	・修学資金返還猶予申請書		
	・業務従事届		

- * 書類が未提出の場合は、貸付金を返還していただきます。
- * 病気や出産育児等で休職した場合も申請が必要です。
- * 修学資金返還猶予申請書(第8号様式)、業務従事届(第9号様式)は、毎年度、茨城県社会福祉協議会より借受人様へ郵送いたします

12 貸付金の返還

- ・ 次のいずれかに該当する場合は、返還事由が発生した翌月から貸付金を返還していただきます。

1	貸付契約が解除されたとき
2	福祉系高校を卒業した日から1年以内に、介護福祉士として登録しなかったとき
3	福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、茨城県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき
4	茨城県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき
5	業務以外の理由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

《返還について》

- ・ 返還の期間は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内です。
- ・ 返還方法は、分割返還(月賦、半年賦)又は一括返還です。
- ・ 返還金は、茨城県社会福祉協議会の指定する金融機関口座に振込していただきます。振込手数料は、貸付申請者負担となります。
- ・ 返還期間を過ぎて残金がある場合には、残金に対して年 3.0%の延滞利子が生じます。

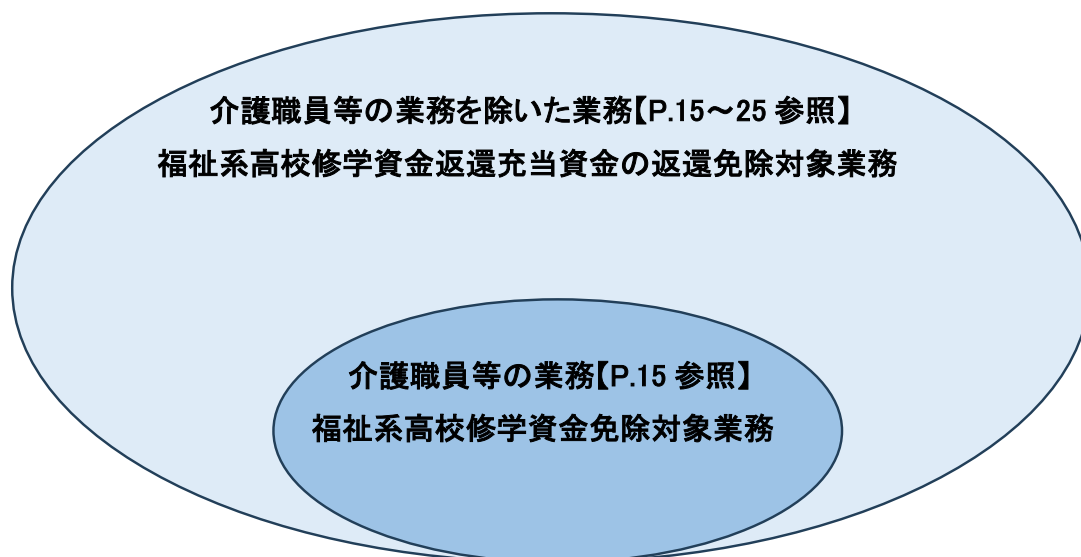
13 福祉系高校修学資金返還充当資金への移行

- ・借受人が、福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、返還免除対象業務に従事せず、他の福祉分野の業務^注に従事した場合は福祉系高校修学資金返還充当資金に切り替えます。

* (注)

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知)の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種または当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務【P.15～25 参照】

〈返還免除対象業務の概念〉



14 福祉系高校卒業後、進学した場合

- ・ 借受人が、福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等(以下、「大学等」という)に進学した場合は返還が猶予され「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替えることとします。

15 届出義務

- ・ 届出事項に変更があった場合は、必要に応じて書類を提出してください。

貸付を辞退する	第5号様式
大学、専門学校等に進学した	第16号様式
氏名、住所等を変更した	第13号様式
休学、留年、退学等になった	第15号様式
業務従事先を変更、退職した	第9、10、11、17号様式
病気、出産育児等で休職した	第17号等式

Q & A

Q1 福祉系高校の入学前に修学資金を借りたいのですが、可能ですか。

A1 入学前に修学資金を申請することはできません。

Q2 貸付金額は、上限額で申請する必要がありますか。

A2 給付でなく貸付であることを踏まえ、連帯保証人やご家族と相談の上必要額を申請してください。ただし、申請後に変更することはできません。

なお、領収書等の提出は原則として必要ありませんが、申請内容から確認する場合がありますので、返還免除又は返還完了となるまで保管をお願いします。

Q3 2年生、3年生で修学準備金の申請はできますか。

A3 修学準備金は入学した年度(1年生)のみ対象となりますので、2年生、3年生で申請する方は修学資金の申請はできません。

Q4 当初申請した後に追加で増額の申請はできますか。

A4 各種貸付金は当初申請時に利用の有無及び金額を決定するので、追加で増額申請することはできません。

Q5 返還決定後、返還期限までに返還できなかった場合どうなりますか。

A5 返還期限までに返還できなかった場合は、元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

Q6 介護福祉士の試験に不合格だった場合はどうなりますか。

A6 介護福祉士の国家試験に不合格の場合であっても、次年度の国家試験を受験し、合格する意思がある場合、申請により福祉系高校卒業年次の翌年度までに限り、返還を猶予することができます。

Q7 業務従事届は毎年提出する必要がありますか。

A7 業務従事届は就職時と、その後、借り受けた修学資金に係る債務が消滅するまで、毎年提出する必要があります。提出がない場合には、返還猶予の対象となるか確認ができないため、貸付金を返還していただく場合があります。

Q8 返還免除対象業務を3年未満で退職しました。手続きは必要ですか。

- A8
- ① 次の仕事が決まっている場合
 - ・ 業務従事先変更届、業務従事届、業務従事期間証明書、就労状況等変更届を提出してください。
 - ② 次の仕事が未定で就職活動をする場合
 - ・ 修学資金返還猶予申請書、業務従事期間証明書、就労状況等変更届を提出し返還猶予申請をしてください。
 - ③ 介護職員等の業務に従事する意思がない場合
 - ・ 貸付金を返還していただくことになります。
退職までの従事状況を確認するため、業務従事期間証明書、就労状況等変更届、修学資金返還計画書を提出してください。

Q9 福祉系高校を卒業後1年以内に介護福祉士の登録を行うも、返還免除対象業務でなく、他の福祉分野の業務に従事した場合は？

A9 貸付が「福祉系高校修学資金」から「福祉系高校修学資金返還充当資金」に移行することとなります。福祉系高校修学資金返還充当資金用の業務従事届(第14号様式)を提出してください。茨城県社会福祉協議会で確認後、移行について借受人及び連帯保証人へ文書で通知します。

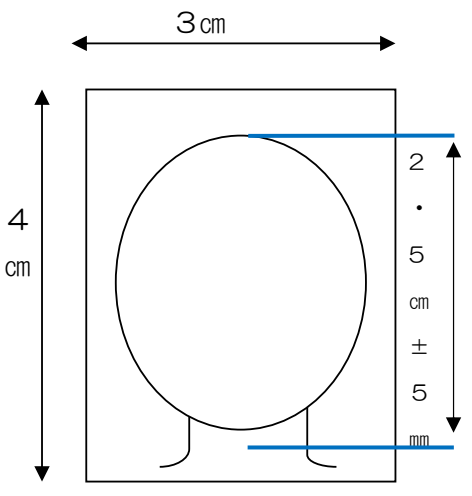
Q10 3年生から貸付を受けた場合でも、従事期間は3年間必要ですか。

A10 貸付を受けた期間に関わらず、返還免除には3年間の介護職員等の業務に従事する必要があります。

※修学資金貸付申請書記入上の注意

- ① 申請書は黒のボールペンで申請者が自筆で記入し、文字を訂正する際は、修正液・修正テープ等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印(申請書の氏名横に押した印鑑)を押し、余白に書き直してください。また、消えるボールペンで記入した書類は受理できませんのでご注意ください。
- ② 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意ください。
- ③ 貸付申請書の「連帯保証人予定」欄の記入については、貸付申請者がすべて自筆にて記入してください。

※申請書に貼付する写真についての注意事項

	<p><申請書に貼付する証明写真></p> <ol style="list-style-type: none">1 縁なしで、サイズはタテ4cm、ヨコ3cm、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが2.5cm(±5mm)2 申請者本人のみが撮影されたもの3 提出の日付前6ヶ月以内に撮影されたもの4 正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの <p>※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。</p> <p>ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れているもの</p> <p>イ 目元がはっきりしないもの(光が写り込んでいる、眼鏡で隠れている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装着等)</p> <p>ウ 不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの</p> <p>エ 平常時の相貌と著しく異なるもの</p>
---	--

お問い合わせ

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部(人材自立育成担当)

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 3 階

TEL: 029-350-8366

FAX: 029-244-4652

(平日午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで)

※土日・祝日及び年末年始は休みです。

ホームページ <https://jinzai.ibaraki-welfare.or.jp/>



↑ 茨城県福祉人材センター

茨城県社会福祉協議会 福祉系高校修学資金貸付

検索

【福祉系高校修学資金返還免除及び返還猶予対象となる「介護職員等の業務」】

居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業所（同号ロに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務。

具体的には、以下の種別のサービスを実施する施設・事業所等で、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である方をいいます。

「介護職員等の業務」には、相談業務、施設長業務は含まれません。また、障害福祉サービスの事業所は含まれません。

サービス種別	
(介護予防) 訪問介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
(介護予防) 訪問入浴介護	地域密着型通所介護
(介護予防) 通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防) 通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設
(介護予防) 短期入所生活介護	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
(介護予防) 短期入所療養介護	介護老人福祉施設
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	介護老人保健施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護療養型医療施設
夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業
(介護予防) 認知症対応型通所介護	第一号通所事業
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	

【福祉系高校修学資金返還充当資金の返還免除及び返還猶予対象となる業務】

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から福祉系高校修学資金の返済免除対象業務の範囲を除いた業務。具体的には次の業務です。（詳細は次ページ以降の別表1及び2を参照）

- ・ 介護保険サービス事業所における相談業務や施設長の業務
- ・ 介護保険サービス以外の福祉分野（障害福祉分野、児童福祉分野等）の事業所又は施設における介護業務（直接支援）や相談業務、施設長の業務

別表 1 社会福祉士（相談援助の業務）

No.	免除対象施設等	職 種
1-1	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員
1-2	児童相談所	児童福祉司、児童心理司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員、保育士
1-3	母子生活支援施設	母子支援員、少年を指導する職員、個別対応職員、自立支援担当職員
1-4	児童養護施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員
1-5	障害児入所施設、障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る）	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、心理担当職員
1-6	児童心理治療施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員
1-7	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、自立支援担当職員
1-8	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 88 条の 3 第 1 項に規定する職員
1-9	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者、里親等支援員、里親研修等担当者、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、養親等相談支援員
1-10	障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く）	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）、訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）、指導員、障害福祉 サービス経験者
1-11	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員、相談支援員
1-12	病院、診療所	退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
1-13	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
1-14	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員

1-15	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー、心理判定士
1-16	救護施設、更生施設	生活指導員
1-17	福祉事務所	指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事（老人福祉指導主事）、現業を行う所員（現業員）、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）、家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、面接相談員、女性相談支援員、母子・父子自立支援員、就労支援員、被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
1-18	女性相談支援センター	相談支援員、心理支援員、女性相談支援員
1-19	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員
1-20	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
1-21	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム	生活相談員
	軽費老人ホーム（都市型含む）	生活相談員、主任生活相談員、入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員
1-22	母子・父子福祉センター	母子・父子の相談を行う職員
1-23	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設	生活相談員、支援相談員、介護支援専門員
	介護医療院、指定介護療養型医療施設	介護支援専門員
1-24	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
1-25	障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
1-26	地域活動支援センター	指導員
1-27	福祉ホーム	管理人
1-28	障害福祉サービス事業	生活支援員、職業指導員（相談援助を行う場合に限る）、就労支援員、サービス管理責任者、就労定着支援員、地域生活支援員
1-29	一般相談支援事業	相談支援専門員
1-30	特定相談支援事業	相談支援専門員、相談支援員
2-1	授産施設、宿所提供施設	指導員

2-2	乳児院	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
2-3	有料老人ホーム	生活相談員
2-4	指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者
2-5	身体障害者更生援護施設	生活支援員、指導員
2-6	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員、管理人
2-7	知的障害者援護施設	生活支援員
2-8	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
2-9	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
2-10	都道府県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業実施要領 5(1)に規定する専門員、相談援助業務を行っている職員
2-11	市町村社会福祉協議会	社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱 2 に規定する福祉活動専門員、その他相談援助を行っている職員、日常生活自立支援事業実施要領 5(1)に規定する専門員、その他相談援助を行っている職員
2-12	児童デイサービス事業を行う施設	相談援助業務を行う職員
2-13	医療型児童発達支援を行う施設	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
2-14	指定発達支援医療機関	児童指導員、保育士
2-15	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 1 号に規定する施設	相談援助業務を行っている指導員、ケースワーカー
2-16	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
2-17	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 条に規定する刑事施設、少年院、少年鑑別所	刑務官、法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
2-18	地方更生保護委員会、保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官
2-19	更生保護施設	補導主任、補導員、福祉職員、薬物専門職員
2-20	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
2-21	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
2-22	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員、個別対応職員、自立支援担当職員
2-23	子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、及び保育所等	相談援助業務を行っている職員

2-24	母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
2-25	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-26	利用者支援事業実施要綱に基づく利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-27	母子・父子自立支援プログラム策定事業を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員
2-28	就業支援専門員配置等事業を行っている施設	就業支援専門員
2-29	重症心身障害児(者)通園事業を行う施設	児童指導員、保育士
2-30	点字図書館、聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
2-31	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
2-32	障害福祉サービスのうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員
2-33	整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設	児童指導員、保育士
2-34	整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設	児童指導員、保育士、心理指導を担当する職員
2-35	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条に規定する相談支援専門員	
2-36	身体障害者自立支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-37	日中一時支援、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-38	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
2-39	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員

2-40	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
2-41	アウトリーチ支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
2-42	指定通所介護、基準該当居宅サービスに該当する通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、第一号通所事業を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）	生活相談員
2-43	指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	支援相談員
2-44	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
2-45	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
2-46	指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	生活相談員
2-47	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員
2-48	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員、介護支援専門員
2-49	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
2-50	介護予防支援事業を行っている事業所、第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
2-51	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業を行っている生活支援ハウス	生活援助員

2-52	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行っている高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
2-53	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
2-54	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
2-55	就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
2-56	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員
2-57	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
2-58	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
2-59	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
2-60	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
2-61	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
2-62	「平成 21 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の運営について」別添 1 に基づく自立相談支援機関、同通知別添 4 に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員
2-63	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所、生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労支援準備担当者、家計改善支援員
2-64	地域居住支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
2-65	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
2-66	発達障害者支援センター	発達障害者支援センター運営事業実施要領に規定する相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員
2-67	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
2-68	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
2-69	第 1 号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第 1 号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

2-70	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（旧法）第 27 条に規定する障害者雇用支援センター	旧法第 28 条第 1 号、第 2 号及び第 7 号に規定する業務を行う職員
2-71	改正前の雇用保険法施行規則第 118 条の 3 第 6 項に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
2-72	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者、主任職場定着支援担当者、生活支援担当職員
2-73	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター、障害学生等雇用サポーター
2-74	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
2-75	難病相談支援センター	難病相談支援員
2-76	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
2-77	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
2-78	改正前の母子保健法第 22 条に規定する母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
2-79	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
2-80	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
2-81	成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
2-82	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
2-83	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
2-84	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
2-85	医療的ケア児支援センター	医療的ケア児等コーディネーター
2-86	日常生活支援住居施設	生活支援員、生活支援提供責任者
2-87	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
2-88	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員
2-89	若年被害女性等支援事業を行っている事業所	相談援助業務又は自立支援を行っている職員
2-90	養育支援訪問事業を行っている事業所	訪問支援者
2-91	児童厚生施設（児童遊園を除く）	相談援助業務を行っている者
2-92	親子再統合支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員

2-93	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所	支援コーディネーター、生活相談支援員、就労相談支援員
2-94	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	支援コーディネーター、母子支援員
2-95	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	訪問支援員
2-96	児童育成支援拠点事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
2-97	こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員、母子保健に関する各種の相談に応ずる職員、統括支援員
2-98	地域子育て支援機関	相談支援業務を行っている職員
2-99	施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記1～98までに定められている施設以外で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

別表2 介護福祉士（介護等の業務）

No.	免除対象施設等	職種
1	障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター、障害児入所施設（整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む）及び指定発達支援医療機関	利用者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
2	身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設）、地域活動支援センターを行う事業所、障害者支援施設	主たる業務が介護等である者
3	救護施設、更生施設	介護職員
4	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム	介護職員
5	障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者	主たる業務が介護等である者
6	障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う事業所	主たる業務が介護等である者
7	児童デイサービスを行う事業所	主たる業務が介護等である者
8	指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、第一号訪問事業	訪問介護員等

9	指定訪問看護、指定介護予防訪問看護	看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
10	指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、第一号通所事業を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）	介護職員
11	指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護	介護職員
12	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
13	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
14	指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	介護職員
15	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護	介護従業者
16	指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従業者
17	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従業者
18	指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護職員
19	指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
20	指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホームを除く）	介護職員
21	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設	主たる業務が介護等の業務である者
22	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
23	指定介護療養型医療施設であって、療養病床等により構成される病棟又は診療所	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
24	介護医療院	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
25	「老人病棟老人入院基本料（１～４）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」、「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等	看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
26	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
27	訪問看護事業所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

28	国立ハンセン病療養所等	介護員等主たる業務が介護等の業務である者
29	—	家政婦のうち、主たる業務が介護等の業務である者
30	労災特別介護施設	介護職員
31	重症心身障害児(者)通園事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員 (施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く)
32	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
33	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
34	身体障害者自立支援、生活サポートを行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
35	移動支援事業、日中一時支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	訪問入浴サービス	介護職員
36	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
37	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
38	原子爆弾被爆者デイサービス事業、原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	介護職員
39	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
40		介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(上記の表についての詳細は、『令和6年7月3日付け社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」別添1及び別添2』を参照してください。)